2021 年 7 月 20 日

任意継続被保険者の方へ

マツダ健康保険組合
TEL(082)287-4644

任意継続被保険者の資格喪失について（お知らせ）

令和 4 年 1 月 1 日から、法改正により「任意継続被保険者の資格喪失」（健康保険法第 38 条）が改訂されます。ご承知おきください。

記

令和3年12月31日まで

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。（健康保険法第38条）

1.任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき
2.再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
3.被保険者が死亡したとき
4.保険料を納付期日までに納めなかったとき

※上記以外の事由(国民健康保険に加入、家族の被扶養者になる等)で任意継続保険を脱退することはできませんのでご注意ください。

令和4年1月1日から

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。（健康保険法第38条）

①任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき
②再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
③被保険者が死亡したとき
④②③以外の理由で脱退を希望する旨を、保険者に申し出たとき（脱退届受理日の翌月 1 日喪失）
⑤保険料を納付期日までに納めなかったとき

以　上